

事業監理業務について

- 平成12年度～ 全体マネジメント業務を含む工事の試行
H12年度～:清州JCT北下部工事、
H13年度～:西中高架橋工事、美濃関JCT工事、森吉山ダム工事
- 平成13年度 マネジメント技術活用方式試行評価検討会中間とりまとめ
マネジメント技術の活用し得るパターンを整理
- 平成17年度 CMの試行
H17年度～:信濃川築堤工事
H19年度～:川内川激甚災害工事、日本海沿岸東北道
H20年度～:加古川中央JCT工事
- 平成20年度 取組み事例集(案)の作成
- (平成23年 東日本大震災)
- 平成24年度～ 三陸沿岸道路等において「事業促進PPP」を導入
- (平成28年 H28熊本地震)
- 平成28年度 H28熊本地震災害復旧において事業監理業務を導入
- 平成28年 土木学会「監理業務標準委託契約約款」及び「監理業務共通仕様書」の制定

直轄工事における事業促進PPP/CMの適用例

○ 事業促進PPP/CMの適用は、事業の特性や進捗状況等に応じて、その活用範囲等が異なる

■直轄工事の適用例

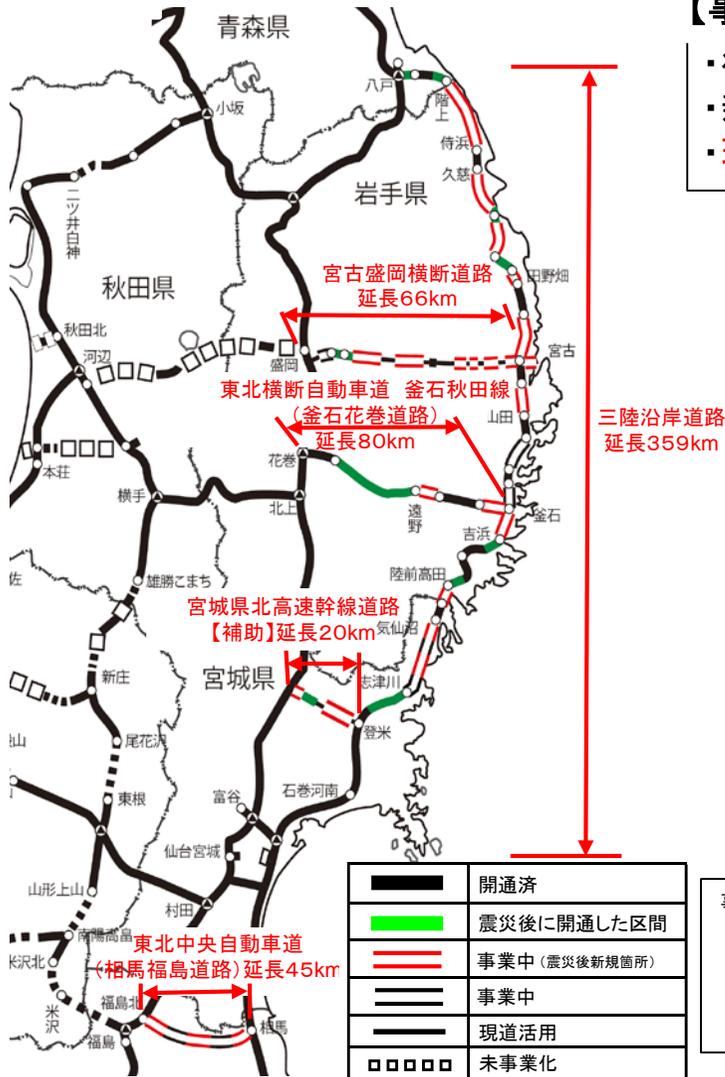
活用段階			参画者			適用事業例	効果等
調査設計	用地補償	施工	設計コンサル	補償コンサル	建設会社		
		○	○		○	森吉山ダム本体工事(H13年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の補完 ・民間企業の高度な専門技術力の活用
○	○	○	○	○	○	【事業促進PPP】 東北復興道路(三陸縦貫道) (H24年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の補完 ・施工者のノウハウの設計への反映 ・常駐することによる意識、情報の共有と迅速な対応 ・施工者が当該事業の受注が不可(受注インセンティブに乏しい)
○		○	○			九州横断道延岡線(嘉島～山都) (H24年度～) 熊本地震復旧工事(H28年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の補完 ・民間企業の高度な専門技術力の活用 ・常駐することによる意識、情報の共有と迅速な対応

- 復興道路・復興支援道路は、リーディングプロジェクトとして、**震災後に約223kmが新規事業化**。
- 「おおむね10年間」で既事業化区間とあわせ**約380kmの事業**の整備推進が必要。
- 膨大な事業を円滑かつスピーディーに実施するため「**事業促進PPP**」を導入。

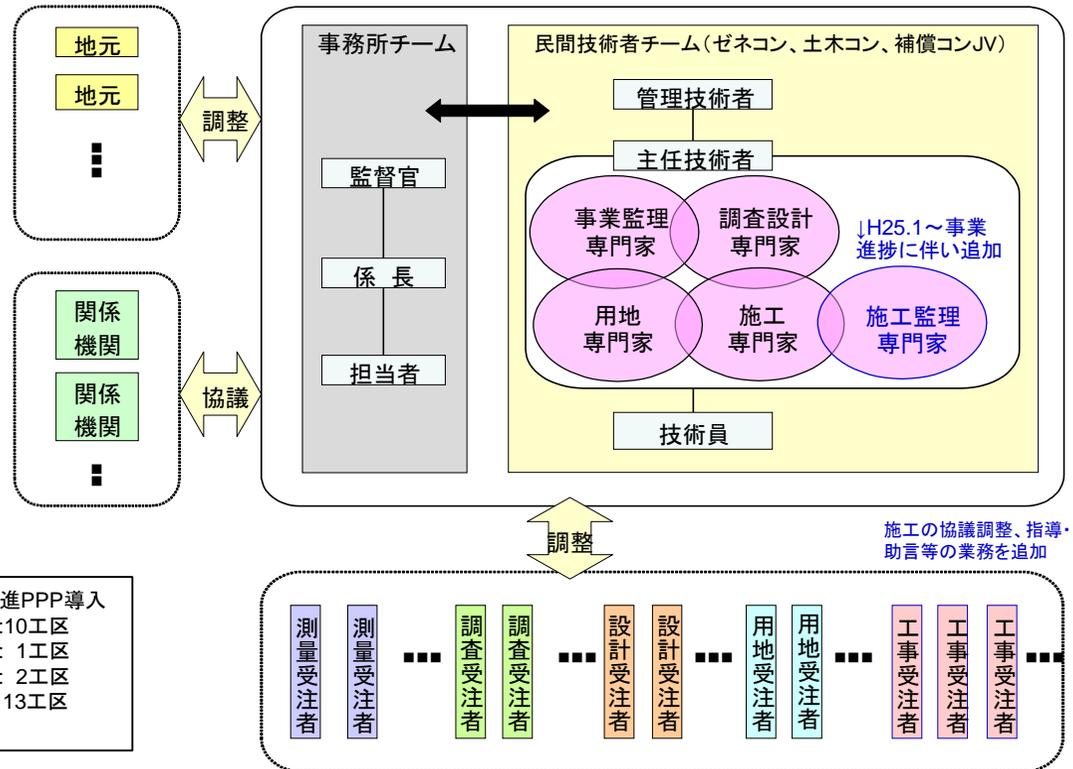
PPP: Public Private Partnership
(官民連携、公民協働の意)

【事業促進PPPによる業務の実施】

- ・従来、発注者が行ってきた協議調整等の業務を**民間の技術力を活用**。
- ・新規事業区間を10～20kmの工区に分割。**工区ごとに推進チームを配置**。
- ・**現地に常駐し専任**で事業マネジメント(調査設計～施工監理)を担当。



【事業促進PPP業務実施体制】



事業促進PPP導入
H24: 10工区
H25: 1工区
H26: 2工区
全 13工区

事業促進PPPの導入効果

【事業促進PPP導入効果】

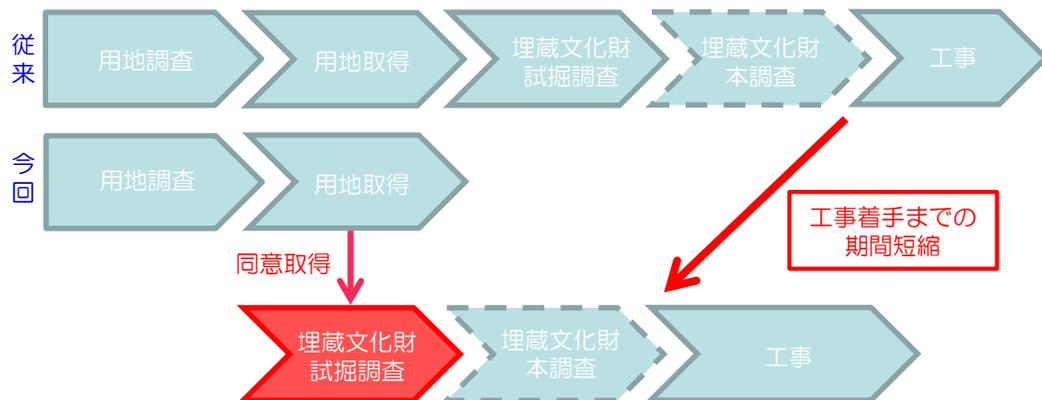
- 官と民間チームによる多様な知識・経験の融合により**事業執行力が飛躍的に向上**。
- 技術者が現地に常駐することにより**地域との信頼関係が深まり円滑な事業調整**につながっている。
- 地元説明会や関係機関協議、他技術分野との連携を通して、**官民双方が技術研鑽とノウハウを習得**。



従来にないスピードで事業が進んでおり、発注者の体制を補完する仕組みとして非常に有効に機能。
 （従前比：着工まで約1/2、開通まで約1/2の見通し）

<PPP効果事例：工程短縮>

埋蔵文化財調査について、用地取得前に全ての地権者の同意を得て実施し、早期の工事着手を可能とした。



▲埋蔵文化財試掘調査(山田宮古工区)

【課題(受注者の声)と対応】

■ PPP実績評価

PPP従事期間中の業務・工事实績評価。



業務：道路設計や構造物設計の同種業務として実績評価(H26.8以降運用中)。
 工事：二段階選抜方式工事において、PPPの実績を加点評価。
 技術者の実績では PPP従事期間分を遡り可能とした(H28.4以降運用中)。

■ 常駐・専任制

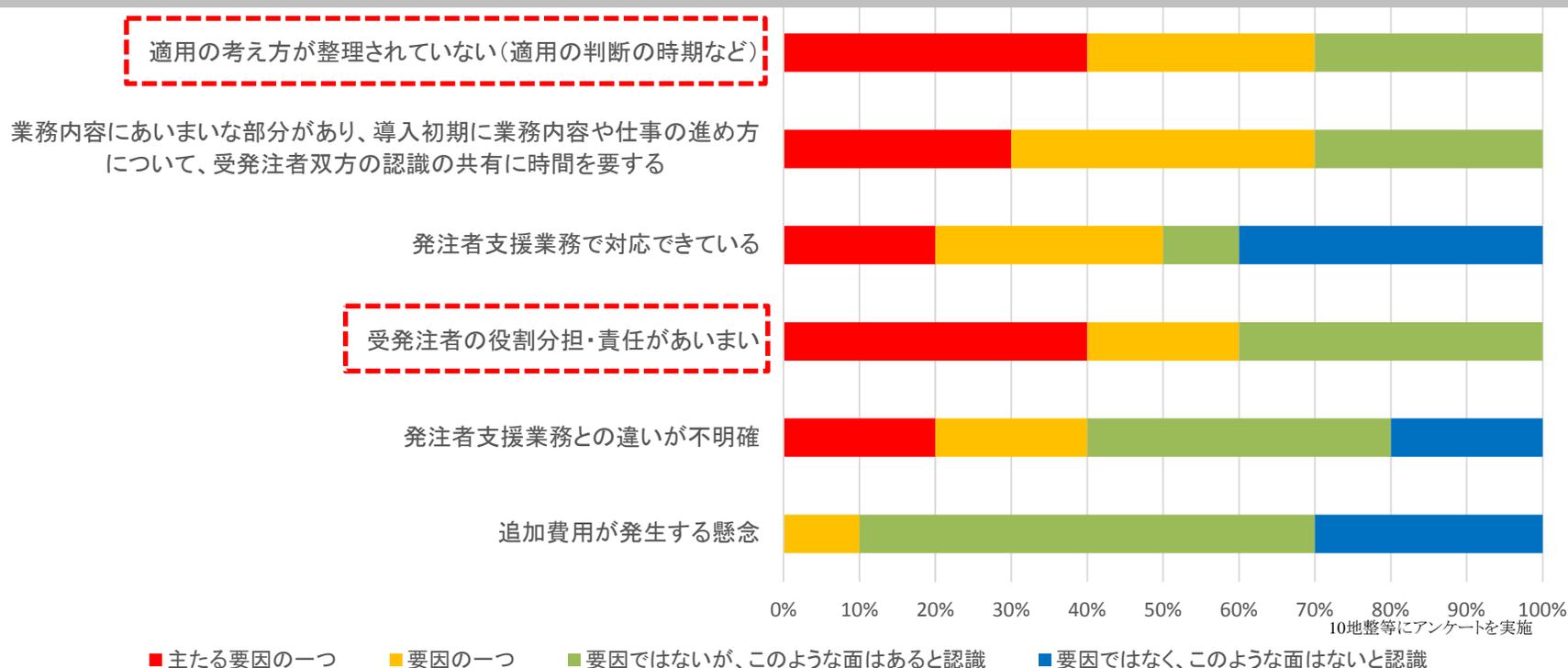
常駐・専任規定は人員確保の難条件。



担当技術者は常駐・専任規定なしに変更。
 主任技術者も業務の進捗状況に応じて変更可能とした(H26以降運用中)。

事業促進PPP/CMの適用に際しての支障要因

発注者側の声(各地方整備局等の発注担当官へ支障要因についてアンケートを実施した結果)



⇒ 適用の考え方や受発注者の役割分担等を整理するとともに、標準的な契約関係図書の整備が必要

受注者側の声

- 常駐・専任や技術者の交代について、現地条件に応じた柔軟な対応が必要
- 本社のサポート費用など実態に見合った対価への改善
- 当該プロジェクトの業務・工事が受注できないなど受注インセンティブが乏しい

監理業務における責任分担等の検討

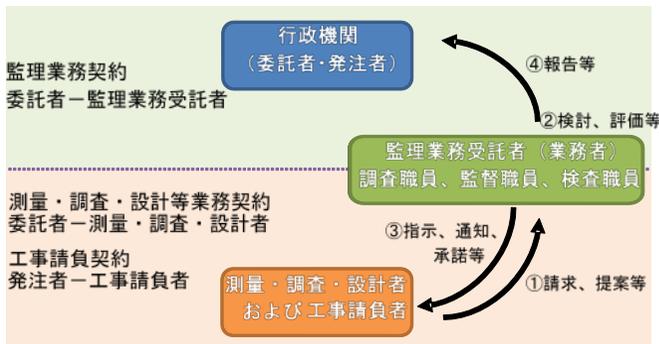
○ 委託する業務の内容を踏まえ、あるべき契約や指示等の形態を検討

■ 契約関係図書における主な記載

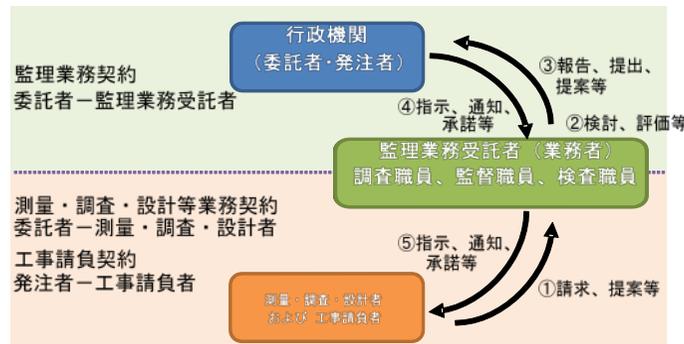
項目	土木学会標準委託契約約款/標準仕様書	【参考】東日本大震災における事業促進PPPの場合
契約内容	契約に基づき、監理業務を実行	契約の目的物(成果物)を発注者に引き渡す
賠償等	契約に違反した場合は、履行の請求・損害の賠償を請求	成果物に瑕疵があるときは、瑕疵の修補・損害の賠償を請求
提出物	監理業務記録と監理業務報告書を提出	業務の履行の報告を成果として提出 成果:業務記録簿、提出書、報告書等

■ 業務内容に応じた指示等のパターン例

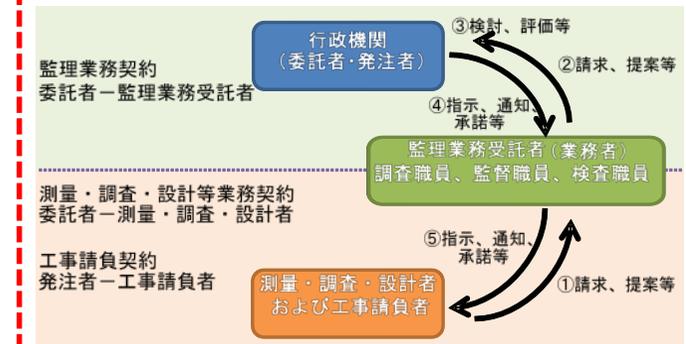
【パターン1】



【パターン2】



【パターン3】



「監理業務標準委託契約約款・監理業務共通仕様書 利用の手引き」(土木学会より)

➡ 発注者の体制や事業特性等を考慮し設定した業務内容を踏まえ、土木学会における監理業務の整理も参考に、契約形態や指示形態を検討し、契約関係図書に反映

取り組みの方針

下記の特徴を有する場合に、事業促進PPP等を活用

- ・大規模、技術的に難易度が高い
- ・早期着工・早期完成が特に求められる
- ・地理的条件により通常の体制の確保が困難

上記方針を着実に実行するため、

- ・より実態に即した契約関係図書の整備

(発注者の体制やECI方式等の契約方式の導入等を踏まえ、標準的な業務内容・役割分担・責任・業務体制(常駐・専任の必要性)等を整理したうえで、土木学会「監理業務標準委託契約約款／共通仕様書」等を参考に整備)

- ・実態を踏まえた積算基準の検討
- ・支払方法(コスト+フィー契約)の検討

等の実施環境の改善を進める

論点

上記実施環境の改善にあたって留意すべき点はないか